

山口県建築基準条例（昭和四十七年十月二十日山口県条例第四十二号）

- 改正（い）昭和五十三年 三月二十九日山口県条例第一二二号（山口県建築基準条例の一部を改正する条例）（昭和五十三年六月一日から施行）
- （ろ）昭和六十二年二月二三日山口県条例第三二二号（山口県建築基準条例の一部を改正する条例）（昭和六十二年十二月二十三日から施行）
- （は）平成 四年 三月二一日山口県条例第三号（罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）（平成四年五月一日から施行）
- （に）平成 五年 三月二六日山口県条例第一五号（山口県建築基準条例等の一部を改正する条例）（平成五年六月二十五日から施行）
- （ほ）平成 六年二月二二日山口県条例第四二二号（山口県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例）（平成六年十二月二十二日から施行。ただし、第二一条第一号の改正規定は、平成六年十二月二十三日から施行）
- （へ）平成一一年 三月一六日山口県条例第一四号（山口県建築基準条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例）（平成一一年五月一日から施行）
- （と）平成一三年 七月 三日山口県条例第二六号（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）（平成一三年七月三日から施行）
- （ち）平成一三年 七月 三日山口県条例第三〇号（山口県建築基準条例の一部を改正する条例）（平成一三年十月一日から施行）
- （り）平成一四年二月二四日山口県条例第六四号（山口県建築基準条例及び山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例）（平成一五年一月一日から施行）
- （ぬ）平成一七年 七月一二日山口県条例第九一号（山口県建築基準条例の一部を改正する条例）（平成一七年七月十二日から施行）
- （る）平成二七年 三月一七日山口県条例第二五号（山口県建築基準条例の一部を改正する条例）（平成二七年六月一日から施行）

ら施行)

(を) 平成二八年 三月十五日山口県条例第二九号 (山口県建築基準条例の一部を改正する条例) (平成二八年六月一日から施行)

(わ) 平成二九年 三月二一日山口県条例第一九号 (山口県建築基準条例の一部を改正する条例) (平成二九年四月一日から施行)

(か) 平成三〇年 三月二〇日山口県条例第四号 (都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例) (平成三十年四月一日から施行)

(よ) 平成三〇年一〇月一六日山口県条例第四八号 (山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例) (建築基準法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第六七号)の施行の日から施行。ただし、第一条の改正規定、第二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び第二三条の改正規定(見出しを削る部分及び「第八五条第五項」の下に「又は第六項」を加える部分に限る。)は、平成三十年十月十六日から施行)

(た) 令和 四年 六月二八日山口県条例第二六号 (山口県使用料手数料条例及び山口県建築基準条例の一部を改正する条例) (令和四年六月二十八日から施行)

(れ) 令和 六年 三月一九日山口県条例第三四号 (山口県建築基準条例の一部を改正する条例) (令和六年四月一日から施行)

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 建築物の敷地及び構造(第五条―第十三条)

第三章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係等(第十四条―第二十一条の三)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十条、第四十三条第三項及び第五十六条の二第二項の規定に基づき、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定について定めるものとする。(い)(と)(わ)(よ)

(定義)

第二条 この条例において「建築物」、「特殊建築物」、「主要構造部」、「耐火構造」、「準耐火構造」、「不燃材料」、「耐火建築物」、「準耐火建築物」、「設計図書」、「建築」、「大規模の修繕」、「大規模の模様替」、「建築主」、「設計者」、「工事施工者」、「都市計画区域」、「準都市計画区域」、「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」又は「特定行政庁」とは、法第二条に規定する建築物、特殊建築物、主要構造部、耐火構造、準耐火構造、不燃材料、耐火建築物、準耐火建築物、設計図書、建築、大規模の修繕、大規模の模様替、建築主、設計者、工事施工者、都市計画区域、準都市計画区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域又は特定行政庁をいう。(い)(に)(ほ)(と)(か)

2 この条例において「敷地」又は「構造耐力上主要な部分」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第一条に規定する敷地又は構造耐力上主要な部分をいう。

第三条及び第四条 削除(ち)(わ)

第二章 建築物の敷地及び構造(わ)

(木造建築物等の防腐及び防蟻^ぎ)

第五条 木造の建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、土地又は建築物の状況によりその必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 各構造部分について通風及び採光を良くすること。

二 地面（床下でコンクリートその他これに類するものでおおわれている部分を除く。）から高さ二十センチメートル以下に木造の構造耐力上主要な部分を設けないこと。

三 土台には、ひのき、ひばその他耐朽性の強い木材を用い、かつ、その下端、継手、仕口等には、薬剤を塗布する等防蝕及び防蟻のための措置を講ずること。

四 台所、浴室等の柱の下部の仕口等には、薬剤を塗布する等防蝕及び防蟻のための措置を講ずること。

（重量建築物の鉋害等の防止）

第六条 鉋害その他の地盤変動による被害が予想される区域内における鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物については、その剛性を高める等その被害を防止するための措置を講ずるように努めなければならない。

（擁壁の設置）

第七条 高さが二メートルをこえるがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物が次に掲げる範囲内にあることとなるときは、擁壁を設けなければならない。ただし、建築物の規模若しくは構造又はがけの土質により安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 がけの上においては、そのがけの下端からの水平距離がそのがけの高さの一・五倍以内

二 がけの下においては、そのがけの上端からの水平距離がそのがけの高さの一・五倍以内

（劇場等の客席の定員）

第七条の二 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の客席の定員は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計して得た数とする。ただし、席を設ける部分を特定することができない場合にあつては、客席の床面積（平方メートルで表した値をいう。以下同じ。）を〇・四五で除して得た数とする。（ち）

一 個人別に区画されたいす席を設ける部分 当該部分にあるいす席の数に対応する数（ち）

二 長いす式のいす席を設ける部分 当該いす席の長辺の長さ（メートルで表した値をいう。）を〇・四で除して得た数（ち）

三 座り席を設ける部分 当該部分の床面積を〇・三で除して得た数（ち）

四 立見席を設ける部分 当該部分の床面積を〇・二で除して得た数（ち）

2 前項ただし書及び第二号から第四号までの規定により算定した数に一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるも

のとする。(ち)

(劇場等の出入口)

第八条 劇場等の客席の出入口で客用に供するものは、次に定めるところにより設け、かつ、これを避難上有効に配置しなければならない。(ち)

一 出入口の数は、次に掲げる客席の定員の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とし、そのうち一以上は、主要な出入口とすること。(ち)

イ 三百人未満 二

ロ 三百人以上六百未満 三

ハ 六百人以上千人未満 四

ニ 千人以上 五

二 出入口の幅の合計は、客席の定員一人につき〇・八センチメートルの割合で算出した数値以上とすること。(ち)

三 主要な出入口の幅の合計は、前号の出入口の幅の合計の二分の一以上とすること。

四 主要な出入口の幅は、一・四メートル以上とし、その他の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

2 前項の規定は、劇場等の用途に供する建築物の避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）における屋外に通ずる出入口で客用に供するものについて準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「客席の定員」とあるのは、「劇場等の客席の定員の合計が最大である階における当該定員の合計」と読み替えるものとする。(ち)

3 建築物の階のうち、客席の出入口の存する階が令第二百二十九条第二項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第三項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部（法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第一項の規定は、適用しない。(ち) (を) (れ)

4 建築物のうち、当該建築物が令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第四項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第二項の規定は、適用しない。(ち) (を) (れ)

(劇場等の直通階段)

第九条 劇場等の用途に供する建築物の避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)で客用に供するものの幅の合計は、劇場等の客席の定員の合計が最大である階における当該定員の合計一人につき一センチメートルの割合で算出した数値以上としなければならない。(ち)

2 前項の直通階段のうち一以上は、主要な出入口付近に設けなければならない。(ち)

3 前項の規定により主要な出入口付近に設ける直通階段の幅の合計は、第一項の直通階段の幅の合計の二分の一以上としなければならない。(ち)

4 前三項の規定は、前条第四項に規定する建築物については、適用しない。(ち)
(劇場等の廊下)

第十条 劇場等の廊下で客用に供するもの(次項において「廊下」という。)に段を設けるときは、三段以上連続させなければならない。(ち)

2 廊下で傾斜しているものは、次に定めるところによらなければならない。

一 勾配は、十分の一以下とすること。

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(ち)

(劇場等の客席内の通路等)

第十一条 劇場等の客席内の通路(以下この条において「通路」という。)は、第八条第一項の出入口に避難上有効に通ずるよう設けなければならない。

2 通路で傾斜しているものは、次に定めるところによらなければならない。

一 勾配は、十分の一以下(その長さが三メートル以下であるときは、八分の一以下)とすること。(ち)

二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。(ち)

3 劇場等の客席に段床を設けるときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、屋外の観覧場の客席に段床を設けるときは、この限りでない。

一 床幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 各段の高さは、五十五センチメートル以下とすること(当該段床に高さが七十五センチメートル以上の手すりを設けること等により安全上支障がない場合を除く。)(ち)

4 通路には、段を設けてはならない。ただし、前項の段床を縦断する通路にあつては、けあげが十八センチメートル以下で、かつ、踏面が二十六センチメートル以上の段を設けることができる。(ち)

5 第三項の段床を縦断する通路でその高低差が三メートル(屋外の観覧場の場合においては、四メートル)を超えるものにあつては、高低差三メートル(屋外の観覧場の場合においては、四メートル)以内ごとに当該段床を横断する通路を設けなければならない。ただし、当該縦断する通路の勾配が五分の一以下である場合は、この限りでない。(ち)

(公衆浴場等のボイラー室)

第十二条 公衆浴場、ホテル及び旅館のボイラー室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 主要構造部は、耐火構造とするか、又は不燃材料で造ること。

二 外壁の開口部には、法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。(ち)

三 ボイラー室の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第一項に規定する特定防火設備(同条第十九項第一号に規定する構造のものに限る。)で区画すること。(ち)(た)

2 特定主要構造部が令第百八条の四第一項第一号又は第二号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。(ち)(れ)

3 特定主要構造部が令第百八条の四第一項第一号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて同条第五項に規定する防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び特定主要構造部が同条第一項第二号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第一項の規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。(ち)(れ)

(自動車車庫等と共同住宅等との併用建築物)

第十三条 自動車車庫、工場又は倉庫（機械製作工場、不燃性物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するものを除く。以下「自動車車庫等」という。）の用途に供し、当該用途に供する階の直上階を共同住宅、寄宿舎又は下宿（これらの床面積の合計が百五十平方メートル以内であるものを除く。以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物がある場合において、当該自動車車庫等の用途に供する部分の上に当該共同住宅等の用途に供する部分があることとなるときは、当該自動車車庫等の用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか又は不燃材料で造り、かつ、当該自動車車庫等の用途に供する部分と当該共同住宅等の用途に供する部分とを準耐火構造の床で区画しなければならない。ただし、当該自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以内であるときは、この限りでない。（に）（ち）

2 前条第二項及び第三項に規定する建築物に対する前項の規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、準耐火構造とみなす。（ち）（れ）

第三章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物又はその敷地と道路との関係等（と）（わ）
（適用区域）

第十四条 この章の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。（と）

（大規模建築物の敷地と道路との関係）

第十五条 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（法第四十二条に規定する道路をいう。以下同じ。）に四メートル以上接しなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。（ち）

（劇場等の敷地と道路との関係）

第十六条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、当該劇場等の客席の定員の合計に応じて、それぞれ次の表に定める数値以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。（ち）

客席の定員の合計	道路の幅員
三百人未満	四メートル
三百人以上六百人未満	六メートル
六百人以上	八メートル

(劇場等の前面空地)

第十七条 劇場等の用途に供する建築物の主要な出入口の前面には、次に定めるところにより、空地を設けなければならない。

- 一 空地の間口は、当該主要な出入口の幅員(当該幅員が三メートル未満であるときは、三メートル)以上とすること。(ち)
- 二 空地の奥行は、二メートル以上とすること。

2 前項の規定により設ける空地は、当該劇場等の客席の定員の合計に応じ、それぞれ前条の表に定める数値以上の幅員を有する道路に接していなければならない。(ち)

3 第一項の出入口の前面に次の各号に該当する寄付きがあるときは、同項の規定の適用については、当該寄付きを空地とみなす。(ち)

- 一 壁その他これに類するものを有しないこと。
- 二 高さが三メートル以上であること。

4 第一項及び第二項の規定は、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、適用しない。(ち)
(百貨店等の敷地と道路との関係)

第十八条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗(これらの床面積の合計が千五百平方メートル以内であるものを除く。

以下「百貨店等」という。)の用途に供する建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。(ち)

- 一 幅員四メートル以上の二以上の道路に当該敷地の外周の長さの四分の一以上接しているもの
- 二 幅員六メートル以上の道路に当該敷地の外周の長さの六分の一以上接しているもの

三 幅員四メートル以上の二以上の道路に接し、かつ、当該接する道路の一部が幅員六メートル以上である場合において、幅員四メートル以上の道路に接する部分の長さの幅員六メートル以上の道路に接する部分の長さの二分の一に相当する数を加算して得た数が、当該敷地の外周の長さの四分の一以上であるもの（ち）
（百貨店等への準用）

第十九条 第十七条の規定は、百貨店等の用途に供する建築物について準用する。

（長屋の各戸等の出入口と道路との関係）

第二十条 長屋の各戸又は共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、長屋又は共同住宅（以下「長屋等」という。）で次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。（ち）

一 階数が二以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以内の長屋等であつて、その主要な出入口が道路に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面しているもの

二 耐火建築物又は準耐火建築物であつて、その主要な出入口が道路に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面しているもの

三 前二号に掲げるもののほか、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めたもの（ち）

（自動車車庫等の敷地と道路との関係）

第二十一条 自動車車庫（床面積の合計が五十平方メートル以内であるものを除く。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路又は道路の部分に面して設けてはならない。ただし、知事が交通の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。（ち）

一 幅員六メートル（床面積の合計が百五十平方メートル未満の自動車車庫の場合においては、四メートル）未満の道路（ほ）

二 道路の交差点又は曲角まがりかどから五メートル以内の部分

三 勾配こうの急な坂

四 橋、踏切又はトンネルから十メートル以内の部分

（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定）

第二十一条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区

域は、次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の下欄に掲げる号とする。(い)(ろ)(ほ)(か)

対象区域	法別表第四(に)欄の号
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	(二)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	(二)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第二十一条の三 法第八十六条第一項、第二項、第三項又は第四項(法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける建築物及びその敷地については、第十五条から第二十一条までの規定は、適用しない。(へ)(り)(ぬ)

第四章 雑則(わ)

(適用除外)

第二十二条 法第三条第二項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について知事が定める範囲内において増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、この条例の規定(第二十一条の二の規定を除く。)は、適用しない。(い)(ろ)(よ)(ぬ)

第二十三条 特定行政庁が法第八十五条第六項又は第七項の規定により仮設建築物の建築を許可する場合及び法第八十七条の三第六項又は第七項の規定により建築物の用途を変更して使用することを許可する場合には、この条例の規定は、適用しない。(ぬ)(よ)(た)

第五章 罰則(わ)

第二十四条 第五条、第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第一項若しくは第二項(第十九条において準用する

場合を含む。)、第十八条、第二十条又は第二十一条の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の設計者(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物又は工作物の工事施工者)は、二十万円以下の罰金に処する。(は)(わ)

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は工作物の築造主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は工作物の築造主に対して同項の刑を科する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和五十三年条例第一二号)

この条例は、昭和五十三年六月一日から施行する。

附則(昭和六二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成四年条例第三号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附則(平成五年条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)の施行の日から施行する。

(山口県建築基準条例の罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした第一条の規定による改正前の山口県建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第四二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山口県建築基準条例第二十一条第一号の改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（山口県建築基準条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「旧都市計画法」という。）の規定により定められている都市計画区域に係る第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域内の建築物については、平成八年六月二十四日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。次項及び附則第四項において同じ。）までの間は、第一条の規定による改正前の山口県建築基準条例第二条第一項及び第二十一条の二の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）

4 この条例（附則第一項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項に規定する都市計画区域に係る第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域内において、平成八年六月二十四日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則（平成一一年条例第一四号）

この条例は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第二六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年条例第三〇号）

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第六四号）

この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第九一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第二五号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第二九号)

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号の三及び第三十四号の四中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからへまでとする。

附 則 (平成三〇年条例第四号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年条例第四八号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分の改正規定(「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改める部分に限る。)、同項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分の改正規定及び同表二十七の項の改正規定(「建築基準法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定 一件につき 二万七千円」を「建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による建築の認定 一件につき 二万七千円、建築基準法第四十四条第一項第三号の規定による建築の認定 一件につき 二万七千円」に改める部分に限る。)並びに第二十条中山口県建築基準条例第一条の改正規定、同条例第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条例第二十三條の改正規定(見出しを削る部分及び「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。(施行の日〓令和元年六月二五日)

附 則 (令和四年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年条例第三四号)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。